

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第8号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同表21の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表24の項中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改め、同表43の項中「。次項」を「。以下この項、次項」に、

「

| |
|----------|
| 9万1,000円 |
| 7万5,000円 |
| 6万円 |
| 4万4,000円 |
| 2万7,000円 |

「

| | |
|----------|-------------------------------|
| 9万1,000円 | 当該移動式製造設備 |
| 7万5,000円 | について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 |
| 6万円 | に関する法律（昭和42年法律第149号） |
| 4万4,000円 | 第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に係る手数料 |
| 2万7,000円 | |

| | | | |
|----------|---|----------|----------------------------------|
| | を | | 料の額は、区分の欄に掲げる区分にかかわらず、6,000円とする。 |
| 2万1,000円 | | 2万1,000円 | |
| 1万6,000円 | | 1万6,000円 | |
| 1万3,000円 | | 1万3,000円 | |
| 1万1,000円 | | 1万1,000円 | |
| 7,400円 | | 7,400円 | |

に改め、同表47の項中「（昭和42年法

」

」

律第149号)」を削り、同表146の5の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----------|----|--|--|--|--|--|
| 146 の5 | 削除 | | | | | |
|-----------|----|--|--|--|--|--|

別表200の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表201の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表202の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表261の項備考の欄(1)から(3)までの規定中「25歳」を「23歳」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)の次に次のように加える。

- (3) 公共職業能力開発施設等の訓練生（短期間の訓練課程の訓練生を除く。）、認定職業訓練施設の訓練生（短期間の訓練課程の訓練生及び在職者等を除く。）、高等学校等に在学しているものその他知事が認めるもの（県内在校生等を除く。）であって試験実施年度当初年齢が23歳未満であるものが3級の技能検定試験を受ける場合 13,700円

別表367の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|
| 367 | 削除 | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|

別表391の項中「第14項」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表391の3の項中「第53条第5項」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表395の項中「第55条第3項」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表397の3の項中「第58条第2項」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表424の8の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表424の9の項から424の12の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表424の13の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表437の2の項中「1万2,700円」を「1万4,000円」に改め、同表470の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|
| 470 | 削除 | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|

別表471の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同表472の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|
| 472 | 削除 | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|

別表481の3の項から481の5の項まで、506の項及び507の項を削り、同表（注）4(3)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表367の項の改正規定及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 別表20の項、21の項及び24の項の改正規定並びに次項の規定 令和6年5月1日

(3) 別表200の項から202の項までの改正規定及び附則第3項の規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた別表20の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者に係る手数料については、なお従前の例による。

4 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた土地等の譲渡に係る改正前の別表367の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。